

雲南市立鍋山小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（「いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条」より）

(2) いじめに関する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

いじめが解消している状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

2 本校のいじめ防止基本方針

- (1) 児童一人一人の能力・特性を正しくとらえる。（児童理解）
- (2) 心の居場所となる学級経営を重視する。（信頼関係）
- (3) 教職員間の連絡を密にし、変化に対応できる校内組織の活用を図る。（指導体制）
- (4) 家庭・地域・関係諸機関との信頼・協力関係をつくる。（開かれた学校）

めざす児童像	○自己決定のできる児童 ○自分を、友だちを大切にできる児童 ○周囲の人々との信頼関係や人間関係を築く児童
--------	--

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、該当児童担任、養護教諭、その他関係職員からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。いじめの事象がない場合も学期末に開催し、防止策を検討する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

職員会議の際に全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてるようにする。
- 人との関わりを大切にした学習活動を展開し、互いを尊重し、学び合う態度を育てる。
- 終礼等で、友達や学級のよさを見つけて発表する機会を設定し、支持的風土を育てる。

(2) 人権・同和教育の充実

- 児童同士がお互いのよいところを認め合う機会を増やし、互いのよさを認め合う態度を育てる。
- 人権週間の取組を行い、人権意識を高める。

(3) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(4) 体験活動の充実

- 飼育栽培活動等を通し、命の尊さを感じさせる。
- 障がいのある人や高齢者をはじめ多様な人々との交流を図り、互いを敬い共に生きる心を育てる。

(5) 縦割り班活動の実施

- 学校行事、児童会活動等の自治的活動をなかよし班（縦割り班）で行うことを通し、協力し助け合う態度を育てる。

(6) 特別な配慮が必要な児童への対応

- 「個別の支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、活用する。

(7) 理解教育の実施

- 学年の実態に応じ、児童同士の様々な関わり合いを通して、個々の児童のよさに気付かせたり、助けが必要なことを伝えたりすることで、一人一人の違いを認めていこうとする意識を高める。

(8) 相談体制の整備

- Q Uのアンケート結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 毎学期行う教育相談で、児童一人一人の理解に努めるとともに、交友関係を把握する。
- 何でも話せる職員室をめざし、普段から児童についての情報共有を行う。

(9) 家庭・地域・関係諸機関との連携

- 家庭・地域・関係諸機関（SC）との情報交換を密にし信頼関係を築き、学校外での児童の状況を把握する。

(10) 校内研修の実施

- 「いじめ問題対応の手引き」等の活用を通じて教職員の資質能力の向上を図る。

5 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 家庭・地域・関係諸機関との連携

- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必

要に応じて、地域、関係諸機関と連携して課題解決にあたる。

(2) アンケートの実施

- 定期的に学校生活についてのアンケートを行い、児童の実態を把握する。

(3) 教育相談の実施

- 学期に1回、教育相談を行い、一人一人の児童と直接話をして思いをくみ取る。事前にアンケート調査を行い、教育相談の参考にする。また、必要に応じて期間以外でも教育相談を行う。

(4) 相談窓口

- (2) のアンケートと (3) の教育相談の窓口は、生徒指導主任・養護教諭とし、取組について児童・保護者に周知を図る。

(5) Q Uの実施

- 年2回アンケートQ U（学級満足度アンケート）を実施し、学級内でいじめられている可能性のある児童がいないか考察する。

(6) 日常的な情報交換

- 児童との関わりの中で気づいたことは職員室の日常会話で取り上げたり、担任に知らせたりするなど児童の変化を共有する。

(7) インターネット上のいじめへの対応

- 児童にモラル教育をし、ICT 機器の正しい使い方を身につけさせる。また、全校児童のインターネット等に関する使用状況を調査して現状把握し、問題の早期発見に努めるとともに、家庭への啓発を行う。

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職、生徒指導主任へ報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、管理職は直ちに市教育委員会に報告する。学校は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。その後、職員会議で全教職員に共通理解を図る。
- (3) 事実にかかる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (4) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (5) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童・いじめを行った児童だけでなく、いじめを傍観していた児童に対しての指導も行う。
- (7) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室において学習を行う等の措置を講ずる。
- (8) いじめを受けた児童・いじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合、それらの児童と保護者に適切に支援、指導や助言ができるよう、学校相互間の連携協力体制を整える。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(以上2項目については、「いじめ防止対策推進法 第5章 第28条」より)

- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、いじめを受けた児童とその保護者に対して事実関係を明確にするための調査を実施する。実施の際は、調査方針についての説明を十分に行う。
- 関係諸機関との連携をとり、いじめ終結に向けた適切な対応を進める。
- 調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

8 いじめ防止に関する取組の評価

- 年度末に行う学校評価とともに、学期ごとの教育相談（お話タイム）やアンケート結果をもとにした取組を評価する。

9 いじめ対策年間指導計画【別表1】

10 いじめ対応基本マニュアル【別表2】